

特別支援学校 自立活動

解答についての注意点

- 1 解答用紙は、マーク式解答用紙と記述式解答用紙の2種類があります。
- 2 大問 **1**～大問 **3** についてはマーク式解答用紙に、大問 **4** については記述式解答用紙に記入してください。
- 3 解答用紙が配布されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 4 大問 **1**～大問 **3** の解答は、選択肢のうちから、**問題で指示された解答番号**の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 5 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 6 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、機関・団体の名称等の固有名詞や、法令や文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

1 特別支援教育に関連する法令や近年の動向について、次の(1)～(5)の問いに答えよ。

(1) 次の文は、障害者基本法(平成25年6月26日改正)の第三条の条文である。空欄A～Cに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会においてすることを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

	A	B	C
1	社会を構成する一員	他の人々と共生	情報の収集又は整理
2	地域を構成する一員	自立して生活	情報の収集又は整理
3	社会を構成する一員	他の人々と共生	情報の取得又は利用
4	社会を構成する一員	自立して生活	情報の取得又は利用
5	地域を構成する一員	自立して生活	情報の取得又は利用

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に関する記述のうち、正しいものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障がい者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされているが、事業者については努力義務である。

イ 障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置、例えば、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)については、不当な差別的取扱いには当たらない。

ウ 対象となる障がい者は、いわゆる障害者手帳を所持した、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

エ 障がい者差別の解消を効果的に推進するには、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより、体制を整備するものとする。

- 1 アーウ
- 2 アーイ
- 3 アーエ
- 4 イーウ
- 5 イーエ

(3) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会)について、次の①、②の問いに答えよ。

① 下の文は、「合理的配慮」の決定に当たっての基本的考え方について述べたものである。空欄A～Dに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

「合理的配慮」を行う前提として、学校教育に求めるものを以下のとおり整理した。

(ア) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育

(イ) 一人一人の状態を把握し、の最大限の伸長を図る教育(確かな学力の育成を含む)

(ウ) 健康状態の維持・改善を図り、をつくる教育

(エ) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育

(オ) を深め自立し社会参加することを目指した教育

(カ) を高めていく教育

	A	B	C	D
1	子どもの個性	生涯にわたる健康の基盤	他者理解	自己肯定感
2	一人一人の能力	生涯にわたる健康の基盤	他者理解	自己肯定感
3	子どもの個性	学齢期における健やかな体	自己理解	自己有用感
4	一人一人の能力	学齢期における健やかな体	他者理解	自己有用感
5	一人一人の能力	生涯にわたる健康の基盤	自己理解	自己肯定感

- ② 下の文は、「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」について述べたものの一部である。下線部ア～オの語句について正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する_ア教材・教具提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との_イ連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といった_ウセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中で_エネットワーク機能を発揮し、_オ通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	×	○	○	×	○
2	○	○	×	×	×
3	○	×	○	○	○
4	×	○	×	○	×
5	○	×	○	×	○

(4) 学校教育法（平成29年5月改正）又は学校教育法施行規則（平成30年3月改正）における特別支援学校に関する記述のうち、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 特別支援学校では、特別の事情のあるときを除いて、スクールバスを運行しなければならない。
- 2 特別支援学校には、高等部を置かなければならない。
- 3 特別支援学校の高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、三十人以下を標準とする。
- 4 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。
- 5 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、国語と算数（数学）のみ、合わせて授業を行うことができる。

(5) 学校教育法施行令（平成29年9月改正）第二十二條の三で定める視覚障害者等の障害の程度について、空欄A～Eに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね <input type="text" value="A"/> 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね <input type="text" value="B"/> デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、 <input type="text" value="C"/> が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が <input type="text" value="D"/> によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が <input type="text" value="E"/> 医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が <input type="text" value="E"/> 生活規制を必要とする程度のもの

	A	B	C	D	E
1	○・三	六〇	社会生活への適応	補装具の使用	継続して
2	○・一	六〇	環境の把握	補装具の使用	おおむね六ヶ月以上の
3	○・三	八〇	社会生活への適応	適切な介助	おおむね六ヶ月以上の
4	○・三	六〇	環境の把握	補装具の使用	おおむね六ヶ月以上の
5	○・一	八〇	社会生活への適応	適切な介助	継続して

2 特別支援教育や障がいに関する次の(1)～(7)の問いに答えよ。

(1) 次のア～ウは、子どものアセスメントのための検査法について説明したものである。下のA～Fは検査法の名称を示している。説明文と名称の組合せとして正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア カウフマンモデルに基づき、大きく「認知尺度」と「習得尺度」で構成された検査である。認知尺度は、「継次尺度」「同時尺度」「学習尺度」「計画尺度」に分けられており、習得尺度は、「語彙尺度」「読み尺度」「書き尺度」「算数尺度」から構成されている。適用年齢は、2歳6か月～18歳11か月である。

イ ウェクスラーによって開発された認知能力を測定する臨床検査である。10の基本検査から、子どもの全体的な認知能力を表すものとして全検査IQと、①言語理解指標、②知覚推理指標、③ワーキングメモリー指標、④処理速度指標の4つの合成得点を算出することができる。適用年齢は、5歳0か月～16歳11か月である。

ウ 知的機能の基盤を4つの認知処理過程（プランニング、注意、同時処理、継次処理）と想定する知能のPASSモデルに基づいて開発された検査である。PASSモデルの4つの構成要素のそれぞれに対する3つの下位検査、合計12の下位検査で構成されている。適用年齢は、5歳0か月～17歳11か月である。

- A 新版K式発達検査
- B 日本版WAIS-Ⅲ
- C 太田ステージ
- D 日本版KABC-II
- E DN-CAS認知評価システム
- F 日本版WISC-IV

- | | ア | イ | ウ |
|---|---|---|---|
| 1 | A | F | D |
| 2 | A | B | E |
| 3 | D | B | C |
| 4 | D | F | E |
| 5 | E | B | D |

(2) コミュニケーションの力を高めるための指導法のうち、インリアルの説明として正しいものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア サイン（手指を使った動作）、シンボル（線画）と話し言葉を同時に提示する方法を基本として、コミュニケーション手段の獲得だけでなく、言語発達を促進しようとするもの。

イ コミュニケーションにおける子どもと大人の両者の相互作用に焦点をあて、ビデオ分析という手法を使い、相互作用の中での関係性を変えていくことで、コミュニケーションの改善を図っていくことをねらいとするもの。

ウ アメリカで主流であった学習理論に基づく課題指向的な言語訓練に代わり、子どもの自発性を尊重しつつ、遊びを通して言葉の学習を援助しようとするもの。

エ 社会生活や人との関係を円滑に営んでいくために必要となるスキルを身に付けるための学習を積極的、かつ効率よくプログラム化したもの。

- 1 アーイ
- 2 アーエ
- 3 イーウ
- 4 イーエ
- 5 ウーエ

(3) 特別支援教育を行う上で参考となる指導法や支援の考え方について説明したものうち、説明文に当てはまらないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 構造化といわれる環境操作が特徴的である。物理的構造化、時間の構造化、手順の構造化など、いずれも環境をわかりやすく設定し、自閉症のある子どもが自立して安心して行動できることを目的としている。
- イ 日常生活の練習、感覚教育、言語教育、算数教育そして文化教育の5つのコースに分類され、このうち感覚教育では、外界の諸刺激を受け入れる五感を洗練し、観察力や識別力を鋭敏にし、抽象的概念を獲得してものを考える方法を身に付けることを目的としている。
- ウ 子どもの自主性、自発性を尊重しながら、動きを通して「からだ（運動機能の育成）」「あたま（教科前スキルの育成）」「こころ（情緒や社会性の育成）」の調和的発達を支援する。子どもの関心を引き出すために、さまざまな遊具を利用して展開する場合が多い。
- エ 教室内を暗幕などでうす暗くし、対象児の好む光や音（音楽）、香りなどの感覚刺激を用いた多重感覚環境を教室内に設定して、その中で感覚刺激を媒介として教師と対象児、および対象児同士が相互に共感し合い、心地よさや幸福感をもたらすことで、対象児のもつ教育的ニーズ（発達課題）のある感覚面や情緒面、運動面、コミュニケーション面などにおける心身の発達を促し支援する。

- 1 動作法
- 2 TEACCHプログラム
- 3 ムーブメント教育
- 4 スヌーズレン教育
- 5 モンテッソーリ教育法

(4) 次の文は、障がい福祉サービスについて説明したものである。下の①、②の問いに答えよ。

平成24年4月に改正された (昭和22年法律第164号) により、障がい児のための施設や事業は、 で分かれていた体系が、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」にそれぞれ一元化された。このうち「障害児通所支援」には、 、医療型児童発達支援、 、保育所等訪問支援がある。

① 空欄Aに入る法令の名称はどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 発達障害者支援法
- 2 障害者総合支援法
- 3 知的障害者福祉法
- 4 身体障害者福祉法
- 5 児童福祉法

② 空欄ア～ウに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- | | ア | イ | ウ |
|---|------|--------|------------|
| 1 | 年齢別 | 地域移行支援 | 児童デイサービス |
| 2 | 障害種別 | 児童発達支援 | 放課後等デイサービス |
| 3 | 年齢別 | 地域移行支援 | 放課後等デイサービス |
| 4 | 障害種別 | 地域移行支援 | 放課後等デイサービス |
| 5 | 障害種別 | 児童発達支援 | 児童デイサービス |

(5) 特別支援学校では、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、平成24年4月より一定の研修を受けた教員が一定の条件の下に医療的ケアを行うことが可能となった。下のア～オのうち、教員が実施できる行為として正しいものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

ア 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	イ 薬液の吸入	ウ 酸素療法
エ 気管カニューレ内部の喀痰吸引	オ 導尿	

- 1 アーエ
- 2 アーオ
- 3 イーウ
- 4 イーオ
- 5 ウーエ

(6) 次の各文のうち、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）の記述に照らして適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 給食時間に学級担任が教室を離れる場合には、代わってサポートに入る教職員が、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
- 2 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校での対応を求める児童生徒については、医師の診断による「学校生活管理指導表」（アレルギー疾患用）の提出を必ず求める。
- 3 学級担任は、他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
- 4 緊急時に使用するエピペン[®]（アナフィラキシー補助治療剤－アドレナリン自己注射薬）は、養護教諭及び食物アレルギーを有する児童生徒の学級担任のみ使用できる。
- 5 進学や転学等の場合にも、アレルギーを有する児童生徒に関する情報（配慮事項等を含む）を、先方の学校と共有し連携を図る。

(7) 視覚障がい、眼球及び視路で構成されている視覚機構のいずれかの部分の障がいによって起こるものである。図1、図2の中の間欄ア～エに入る語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

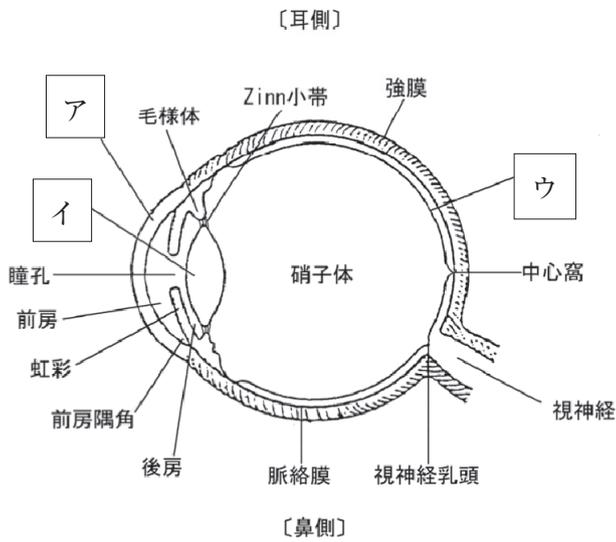


図1：眼球の水平断面図

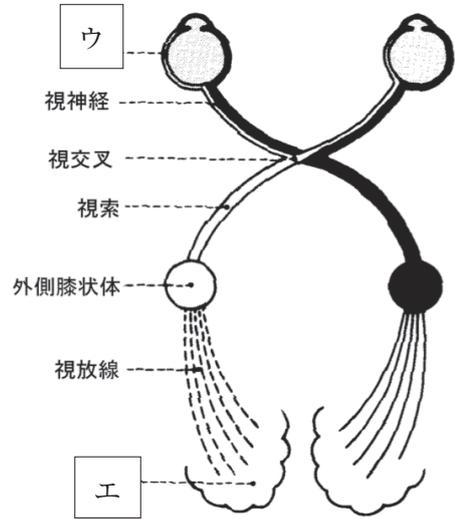


図2：視路

(「教育支援資料」平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

	ア	イ	ウ	エ
1	角膜	水晶体	網膜	視中枢
2	網膜	角膜	視中枢	水晶体
3	角膜	網膜	視中枢	水晶体
4	網膜	水晶体	角膜	視中枢
5	角膜	視中枢	網膜	水晶体

3 特別支援教育の指導に関する次の(1)～(4)の問いに答えよ。

(1) 障がいの状態等に応じた教育に関する①～④の問いに答えよ。

(「教育支援資料」平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

① 視覚障がいのある児童生徒に対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 視覚を通して得られる情報が不足したり、行動が制限されたりすることで、言葉による説明だけで概念を形作ってしまう傾向があるため、早期からの教育的対応により、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、基礎的な概念の形成を図ることが大切である。
- 2 建物などの形や作りを理解したり、身近な場所における位置関係を把握したりして、目的の場所まで一人で歩いて行くことができるように留意して指導する必要がある。
- 3 具体物や図形の特徴を確かめながら、全体をイメージしたり、逆に全体のイメージを基に、部分の状態を確かめたりする観察の方法を身に付けるように留意して指導することが必要である。
- 4 活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加や感情のコントロール方法の指導等に努める必要がある。
- 5 教科等の学習は通常の学級でほぼ支障なく行うことができる視覚障がいのある子どもの場合、通常の学級において視覚障がいに留意した指導を行うが、あわせて、通級による指導を行うこともできる。

② 知的障がいのある児童生徒に対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 知識に基づいた抽象的な学習活動を中心に据え、実際の生活に応用するよう指導する。
- 2 できる限り子どもの成功体験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切に、主体的活動を促すよう指導する。
- 3 子どもが、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- 4 子ども一人ひとりの発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じた指導を徹底する。
- 5 望ましい社会参加をめざし、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。

③ 病弱・身体虚弱の児童生徒に対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。
1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。
- 2 入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。
- 3 病気により実施が困難な学習内容等について、保護者からの指導・助言に基づいた変更・調整を行う。
- 4 病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。
- 5 入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保する。

④ 肢体不自由のある児童生徒に対する教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。
1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。
- 2 経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することを控えて、別の単元の活動を行う。
- 3 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫等を行う。
- 4 体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。
- 5 下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。

(2) 教育におけるアシスティブ・テクノロジーに関する説明のうち、正しいものの組合せはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

(「教育の情報化に関する手引き」平成22年10月 文部科学省)

ア CADとは、紙に書かれた文字をスキャナーやデジタルカメラで取り込み、コンピュータで利用しやすいようにデジタル化する技術のこと。

イ ペンディスプレイとは、コンピュータを利用し、対話形式で学習を進める教材のこと。

ウ VOCAとは、録音された音声のボタンや50音表の文字などを選択することで、発声が難しい人の会話を補助する機械のこと。

エ ジョイスティックとは、コンピュータの画面を点字で表示する装置のこと。

オ AACとは、手段にこだわらず、その人に残された能力とテクノロジーの力で自分の意志を相手に伝える技法のこと。

1 アーイ

2 イーウ

3 ウーエ

4 ウーオ

5 エーオ

(3) 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成21年3月告示、平成27年3月一部改正)における視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部における「各教科」の「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の一部である。聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部における配慮事項として、正しいものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 児童が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるように配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。
- イ 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- ウ 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- エ 児童の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- オ 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

- 1 アーウ
- 2 イーオ
- 3 ウーエ
- 4 イーエ
- 5 アーオ

(4) 自立活動の指導に関して、下の①、②の問いに答えよ。

① 「特別支援学校高等部学習指導要領」(平成21年3月告示)における「自立活動」の「指導計画の作成と内容の取扱い」に示された事項のうち、正しいものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 実態把握に基づき、比較的短期間で達成できる指導目標を中心に設定し、継続的に取り組むこと。
- イ 生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。
- ウ 個々の生徒の発達の遅れている側面に着目し、それを改善することができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。
- オ 生徒の学習の状況や結果を、すべて自立活動教諭が取りまとめ、個別の指導計画に記入すること。

- 1 アーオ
- 2 ウーエ
- 3 アーイ
- 4 ウーオ
- 5 イーエ

② 次の文は、平成29年4月に告示された「特別支援学校幼稚部教育要領」及び「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」における「自立活動」の「健康の保持」の区分に関する項目である。この改訂により、新たに追加された項目はどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- 2 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- 3 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- 4 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- 5 健康状態の維持・改善に関すること。

- 4 次の文は、肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の生徒について述べたものである。次の（１）～（５）の問いに答えよ。

A生徒は、B特別支援学校に在籍する中学部1年生であり、ア肢体不自由と知的障がい併せ有する生徒である。A生徒は日常生活全般において支援を必要とし、イ医療的ケアを受けている。筋緊張の影響で、急に全身に力が入ったり脱力したりすることがある。学校では、車いすにテーブルを付けて学習することが多く、ウ移動も車いすである。視力に関しては、明暗はわかっているようだが、詳細な見え方等については不明である。一方で、物音や人の声は感じ取りやすく、音源に視線を向けたり、教員に話しかけられると嬉しそうな表情になったりする。また、発語はないが、表情の変化や発声で、快・不快などの自分の意思を伝えることができる。エ自立活動を主とした教育課程で学んでおり、自立活動では、環境の変化や自分と関わる人の変化に対応できるようになることと、立位で体を支えることができるようになることを目標に学習に取り組んでいる。

保護者からの「同年代の友達と交流をもち、いろいろな体験をさせたい。」「友達と触れ合う活動を取り入れてほしい。」との申出があり、小学部1年生時から継続して交流及び共同学習を実施しており、中学部に進級したため、C中学校での居住地校交流を行うこととなった。

オ保護者、B特別支援学校担任、合理的配慮協力員、養護教諭、C中学校担任に加え、A生徒の小学部6年生時の担任とも連携を取り、授業内容等の検討を行った。1回目は、A生徒が小学校で好んでいた鬼ごっこの要素を取り入れたレクリエーションを行い、A生徒の緊張をほぐし、生徒同士の距離を縮めるようにした。また、A生徒とは初対面の生徒もいるため、C中学校生徒にA生徒を紹介する時間を設けた。2回目の居住地校交流では、英語の授業でALTと共に英語の歌や踊り、ゲーム等を設定し、A生徒が普段できない活動に参加することができた。

(独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」から作成)

- (1) 下線部アに関連して、肢体不自由の起因疾患として考えられる主なものを3つ答えよ。
- (2) 下線部イに関連して、学校において教員が医療的ケアを行うことの教育的効果について、①学習面、②生活面の観点から、それぞれ述べよ。
- (3) 下線部ウに関連して、移動に車いすを使用している生徒と共に活動する際の配慮事項について、C中学校の生徒にどのように説明するか。①移動を援助する場合に配慮すべきこと、②コミュニケーションをとる場合に配慮すべきことの観点から、それぞれ述べよ。

- (4) 下線部エに関連して、次の文は「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成21年3月告示、平成27年3月一部改正）における「自立活動」の「指導計画の作成と内容の取扱い」に示された、重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについての記述である。空欄A、Bに入る語句を答えよ。

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、が展開できるようにするものとする。

- (5) 下線部オに関連して、交流及び共同学習を継続的・計画的に行うに当たって、B特別支援学校、C中学校両校の生徒の成長につながるために、両校の教員間で事前に共通確認しておくべきことを2つ簡潔に述べよ。

